

平成 17 年度 江戸川区「行政評価」事務事業分析シート

整理番号 30

作成日 平成 17 年 6 月 20 日

事業名 **アレルギー物質の検査事業**
 所属名 **健康部 生活衛生課 食品衛生第一係** 電話番号 **(03) 3658-3177 (直通)**

事業の目的及び概要
 全国的に、食品のアレルギー物質の表示もれが後を絶ちません。区民のアレルギー物質による危害を防止するため、食品製造業者に適正な表示を指導し、食生活の安全・安心を確保します。

事業の開始年度 平成15年度
現在の課題
 ①スクリーニング検査のため、アレルギー物質の使用又は混入の有無の現場調査が必要です。
 ②現場調査が必要なことから、現状では検査対象が区内製造の食品に限られます。
 ③小規模工場では、製品ごとに製造ラインを分けることは、経費の面で困難です。

事業の対象者と動向 区民全体 対象年齢あり ()
 [区人口・各年4月1日現在] 対象条件 ()

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	対象の傾向
640,389人	646,974人	653,743人	657,767人		↑ 増加傾向

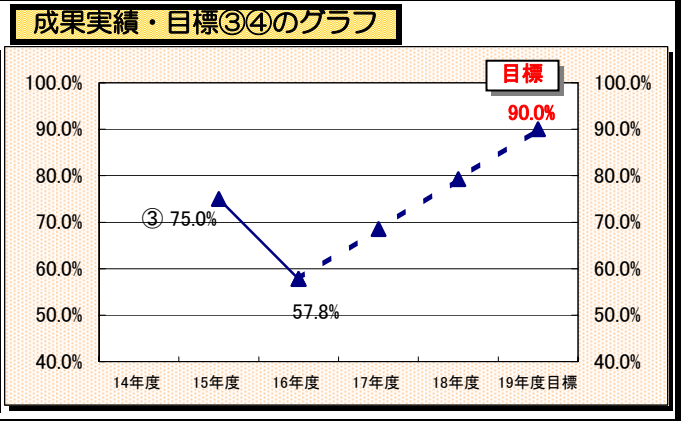
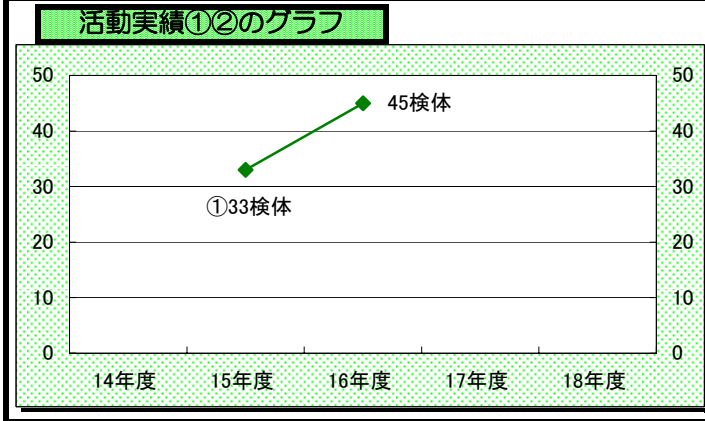
備考：

	活動指標名	活動指標の説明
①	収去検体数(検体)	アレルギー物質の収去検査を行った食品の数
②		

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
①		33検体	45検体	検体	検体
②					

	成果・目標指標名	成果・目標指標の説明
③	表示との不適合品の改善度(%)	指導により表示の適正化や混入防止対策を実施した割合
④		

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標	目標値設定の説明
③		75.0%	57.8%	0.0%	0.0%	90.0%	アレルギー物質の適正表示と混入対策が、積極的に実施されています。
④							



事業名 アレルギー物質の検査事業

実施の根拠となる法令等 食品衛生法

民間委託やボランティアなどとの協働の状況

なし あり

委託等の内容（ ）

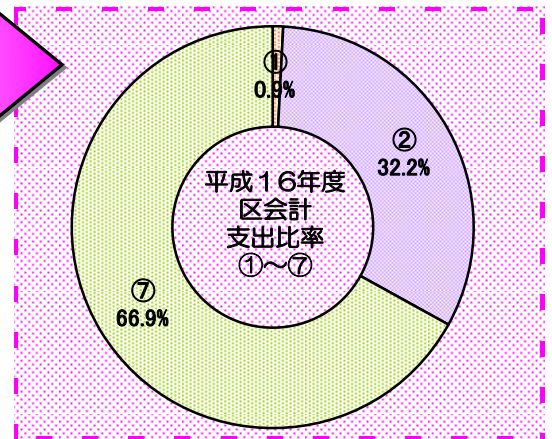
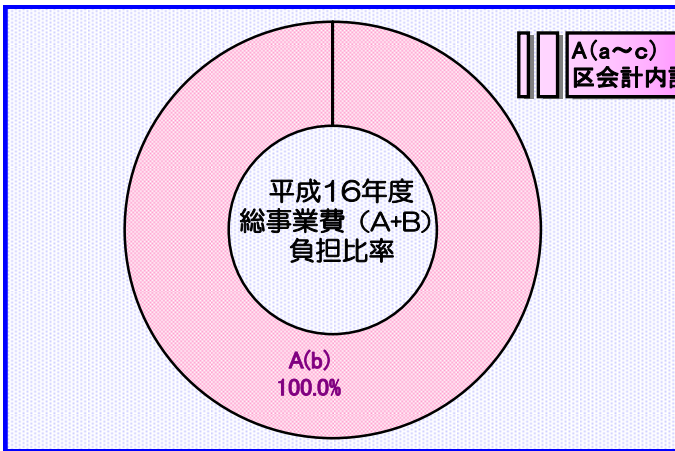
対象事業に関連する他の事業

	事業名	事業概要
①	輸入野菜果実農薬調査	アレルギー物質検査と同様ELISA法によるスクリーニング検査(H15より)
②		
③		

その他背景・他の自治体の状況等

- ・アレルギー物質の適正表示の指導のため、ELISA法を都内で他に先駆けて実施しています。
- ・平成17年度には東京都の検査施設も同じ検査を開始しますが、23区の検体を受け入れる予定はありません。
- ・アレルギー物質の自主検査を実施していない食品製造業者が多いです。

16年度総事業費 (A+B) 2,456千円



A 区の会計内訳 (a~c)

2,456千円

A(a) 国都支出金 (歳入)	0千円
A(b) 区負担分	2,456千円
A(c) 受益者負担 (歳入)	0千円

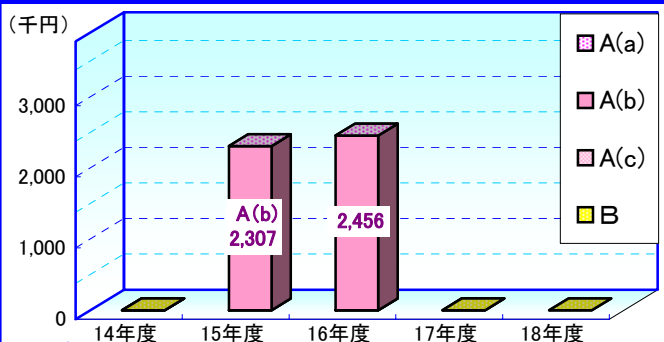
支出内訳 (①~⑦)

① 食品衛生対策経費	21千円	立入収去検査に伴う器材等の経費
② 検査関係経費	791千円	ELISA法に使用する検査キット等の経費
③	0千円	
④		
⑤		
⑥		
⑦ 人件費	1,644千円	行政指導 1,093千円 検査 551千円

B 検査手数料

0千円

総事業費の経年変化 (14年度~)



経費は全額 区が負担しています

16年度の	
ア 常勤職員	0.2人
イ 非常勤職員	
ウ 臨時職員	

食品1検体あたりの経費

54,578円

経費の説明

1検体平均1.6項目の検査を実施します。1検体あたりの経費約55,000円のうち、検査にかかる分は約30,000円。なお民間では51,000円~61,000円。

平成17年度 江戸川区「行政評価」内部評価シート

整理番号	30	事業名	アレルギー物質の検査事業
------	----	-----	--------------

所属名	健康部 生活衛生課 食品衛生第一係
-----	-------------------

所 管 課 長 評 価

そう思う ←→ そう思わない

評価項目	評点	5	4	3	2	1	備 考
【必要性・代替性】							
1	区が実施すべき事業である。	○					民間自らが、アレルギー物質の混入発見は困難。
2	目的を達成するために他の手段がある。		○				
【実績】							
3	目的を果たすために有効な事業である。		○				
4	事業の成果を上げている。	○					混入発見によって、重大な健康被害は防げている。
【公平性】							
5	対象者や実施回数、助成額等は適切である。		○				
6	受益者負担を検討する必要がある。					○	
【協働の可能性】 ※既に実施している場合は、拡大・維持・縮小の可能性として評価							
7	ボランティアやNPOの活用が可能である。					○	
8	民間委託の可能性はある。					○	
【効率性】							
9	工夫や改善が必要である。			○			
10	経費を削減できる可能性がある。				○		

所 管 部 長 の 意 見

当該食品の製造業者への指導は勿論、関係者に広く周知を図る必要がある。
 又、消費者に対しても、このような安全・安心に向けた取組みを、タイムリーにPRしていきたい。

平成17年度 江戸川区「行政評価」外部評価シート

整理番号	30	事業名	アレルギー物質の検査事業
------	----	-----	--------------

所属名	健康部 生活衛生課 食品衛生第一係
-----	-------------------

外部評価委員会評価

そう思う ←→ そう思わない

評価項目	評点	5	4	3	2	1	備考
【必要性・代替性】							
1	区が実施すべき事業である。			○			
2	目的を達成するために他の手段がある。		○				
【実績】							
3	目的を果たすために有効な事業である。		○				
4	事業の成果を上げている。		○				
【公平性】							
5	対象者や実施回数、助成額等は適切である。			○			
6	受益者負担を検討する必要がある。		○				
【協働の可能性】 ※既に実施している場合は、拡大・維持・縮小の可能性として評価							
7	ボランティアやNPOの活用が可能である。				○		
8	民間委託の可能性はある。				○		
【効率性】							
9	工夫や改善が必要である。			○			
10	経費を削減できる可能性がある。			○			

外部評価委員会の意見

- ・アレルギーを持つ区民にとって、100万分の1でもアレルギー物質が混入することは、生命の危険にも及ぶ重大なことであり、検査事業は重要である。
- ・本来は製造者自らが検査を実施することが望ましいが、中小企業が多い本区では、民間への検査依頼は企業にとって大きな負担となってしまう可能性がある。
- ・検査の時期等、今後も計画的な実施を望む。